## 新型コロナウイルス感染拡大防止のための沖縄大学の活動制限指針(改定版)

## 2021.3.1 v8.0

【方針】本指針は、全ての大学構成員の生命と健康、安全を守ることを目的とし、本学の活動制限をレベルで表現し可視化することにより、構成員の適切な意識と行動の変容を促すため、策定するものである。

- ・小中高と異なり、広域活動を伴う大学生が通学するという教育機関の特性より、予防原則に則り沖縄県の判断基準の70%を指標基準とした。
- ・各レベルの移行は基準に明記されている定量的・定性的指標に準じる。
- ・県外外部講師等の招聘は「出張・旅行」の基準に準じる。
- ・全学共通の方針とする。

| レベル | 基準   | 授業<br>(講義・演習・実習)                                    | 学生の課外活動  | 研究・対外的活動<br>(研究指導を含む)  | 学生の入構   | 学内会議  | 事務機能  | 出張·旅行   |
|-----|--|---|--|--|---|---|---|---|
|     | 隣島嶼)で感染が認められる(新規感染者3人/週を超え、なお増加傾向にあるとき)<br>○休業要請または緊急事態宣言解除から2週                | 員50%以下。かつ感染拡大期においては、1ク                              | ○不要不急の活動の自粛を要請<br>○キャンパス内外における屋内での集会の禁<br>止<br>○活動状態に応じて一部の課外活動を許可 | ○研究室の責任者は、研究室関係者(学部学生・大学院学生・研究員・研究スタッフ)の現場での滞在時間を減らし、自宅で作業することを検討。   | ○学部学生・大学院生の登校を制限する<br>○原則として対面授業のある学生、遠隔講義<br>を受講する上で、自宅でのICT環境に問題が<br>ある学生の登校は可とする。(PC教室の他、<br>指定された自習室でも遠隔を受講可とする)<br>なお登校した学生・院生はマスクを必ず着用<br>すること。<br>○図書館の利用は感染防止策をとった上で<br>貸出・返却の他、閲覧を可とするが、自習を目<br>的とした利用は不可。   | 〇オ〜シライン会議を推奨。ただし構成員の秘<br>匿情報、企業の営業秘密、入試・卒業に関わ<br>玄重要事項等を取り扱う会議は、セキュリティ<br>上の取扱いに留意し、別途検討する。 | ○感染防止に最大限配慮し、通常通りの勤務<br>を行う。<br>○時差出退勤を活用する。                | ○制限地域(別途、期間を定めて告知)に関しては、先方からの出張要請かされた場合の<br>か、総務に事前に届けを出し学長が出張を許可。また、制限地域への旅行はできうる限り<br>避けること。<br>○制限地域以外への出張・旅行の注意<br>*なお、「当面の間、制限地域は各都道府県<br>の直近一週間の新規感染者数が人口10万人<br>当たり5人以上の地域という指標を目安とする」 |
| 1.5 | 沖縄県の緊急事態宣言解除(2021/2/28)を受けての活動制限指針を右記に定める。(感染終息期)                              |   | ○課外活動については学生支援課の示す活動指針に従う  | ○講演会・セミナーについてはウェブ開催を推奨するが、対面による実施を行う場合は許可願いを申請し、学長の許可を得た場合には開催可能   | ○学生は以下の場合において入構を認める ・対面授業に関すること ・教員への面談に関すること ・遠隔授業の受講や自習室の利用に関すること ・奨学金、学費、証明書に関すること ・ 選等金、学費、証明書に関すること ・ 返却のほか、定められた席における閲覧、自由のよった。 ・ 許可を受けた活動に関すること ・ 教室の利用時間は通常同様(20時まで)  | ○オンラインを推奨。ただし、出席者数、会議内容によって対面で行う(議長が決定)   |   |   |
| 2   | 10人/週超え、なお増加傾向にあるとき  | ラス10名以下に限って対面を可能とする。た                               | 〇キャンパス内外における屋内での集会の禁   | 短時間の立ち入りを許可。<br>○学部学生・大学院学生を強制的に登校させない。  | ○学部学生・大学院生の登校を制限する<br>原則として対面授業のある学生、遠隔講義を<br>受講する上で、自宅でのICT環境に問題があ<br>る学生に限り登校を可とする。(PC教室の他、<br>括定された自習室でも遠隔授業を受講可とす<br>る)なお登校した学生・院生はマスクを必ず<br>着用すること。<br>の期末試験前において自習目的の自習室利<br>用を可とするかは、その時の感染状況によっ<br>て別途告知する。<br>○院生の自習室利用は不可。<br>〇図書館の利用は感染防止策をとった上で、<br>貸出・返却のみとする。なお、窓口で用件を申<br>し出たうえで、短時間に限っての資料の閲覧<br>は可とする。 | 卒業に関わる重要事項等を取扱う会議は、セ<br>キュリティ上の取扱いに留意し、別途検討す  | ○在宅勤務等を活用し、出勤人数の制限を行い、感染拡大防止を図る。                            | ○県内外すべての出張に関して、先方からの<br>出張要請がなされた場合のみ、総務に事前に届けを出し、学長が出張を許可。それ以外の<br>出張は禁止。<br>○旅行に関してはできうる限り避けること。  |
| 3   | ○政府または沖縄県からの緊急事態宣言発令もしくは、県からの休業要請が出ている。<br>○外出の自粛要請がある<br>○米軍基地内の感染状況は注視して判断する | <ul><li>○対面授業停止(遠隔授業のみ)</li><li>○実験・実習の停止</li></ul> | ○感染拡大防止に留意しながら、屋外の個人<br>練習のみ可                                      | ○研究活動等に関する立ち入りは必要最低限とする。また、休業要請が出た場合は、以下の場合を除さ立ち入りを禁止する。<br>○次の者は、学長が必要と判断した場合のみ研究室の立ち入りを許可。(ただし、学部学生・大学院学生の入室は許可しない。)<br>(1) 研究中止により研究上の大きな影響を被ることになる実験を遂行中の研究スタッフ(2) 進行中の実験を終了又は中断する業務に関わる研究スタッフ(3) 生物の維持・管理、研究に必要な基幹インフラの維持・管理、研究に必要な基幹インフラの維持・管理のために一時的に入室する研究スタッフ | のICT環境に問題がある学生の短時間の登校のみ<br>〇図書館の利用は貸出・返却のみとし、長時間の閲覧・学修行為不可<br>〇なお休業要請が出た場合は、学部学生・大  | インで行う<br>〇ただし、構成員の秘匿情報、企業の営業秘密、入試に保わる重要事項等を取扱う会議は、セキュリティ上の取扱いに留意し、別途検                       | い、感染拡大防止を図る。<br>〇休業要請が出たら、現在進行中の重要な<br>事務の継続のほか、事務機能維持のために、 | ○全ての出張・旅行を原則禁止  |

注:なお記載事項は今後さらに新型コロナ感染症に関する知見が集積され見直しが必要な時は対策本部で見直す

イベント(講演会・セミナー等)開催時の注意事項

- ・主催者は接触確認アプリをインストール。参加者には接触確認アプリのインストールを依頼。
- ・主催者・参加者ともに入場時に体調の確認と検温を実施。
- 主催者・参加者の連絡先を記録。
- 注:家族に濃厚接触者となった場合等の対応については、別途定める。